

**「京都ファン」の観光客に対する京都の魅力調査実施業務に係る
公募型プロポーザルの実施に関する質問への回答について**

No.	質問	回答
1	<p>様式3の誓約書のうち「誓約者並びにその役員及び使用人名簿」には、今回の案件における責任者、今回の案件で関与を予定しているメンバー、法人の代表等を記載することが想定されるが、誰を記載すればよいのか。</p>	<p>当該様式は、京都市暴力団排除条例施行規則第7条に基づき提出を義務付ける、同規則第4条に規定する誓約書です。とりわけ使用人の範囲については、同規則第2条に規定する使用人を記載願います。</p> <p>○京都市暴力団排除条例施行規則（抄） （使用人） 第2条 条例第2条第4号イ及びウに規定する別に定める使用人は、次に掲げる者とする。 （1） 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者 （2） 営業所等において、部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者</p>
2	<p>「京都観光総合調査」の「月別・国別外国人宿泊客数」でランキング上位に位置するオーストラリア在住の外国人は調査対象としなくて良いのか。</p>	<p>外国人の調査対象者は、欧州、米国、アジアの3エリアを想定していますが、各エリアで約500サンプルを確保した上で、追加で特段の提案がある場合は、プロポーザルの企画提案書において案を提示いただいて結構です。</p>
3	<p>外国人へのインタビューについて、海外在住の方への対面インタビューは難しいが、在日外国人であれば対面によるインタビューが可能。在日外国人を調査対象としても良いか。</p>	<p>アンケート調査及びインタビュー調査の対象者は、日本人及び外国人の観光客です。</p> <p>御質問の在日外国人が定住外国人、滞在外国人等のいずれを指しているのか分かりかねますが、観光庁における観光客の定義では、1年を超える滞在は観光に該当しないため（「共通基準による観光入込客統計」（観光庁）等）、日本に1年を超えて滞在する外国人を外国人観光客のサンプルに含めることはできません。</p> <p>ただし、日本に1年を超えて滞在する外国人を除き、仕様書で提示する外国人観光客のサンプル数を確保した上で、追加で在日外国人に対する調査について特段の提案がある場合は、プロポーザルの企画提案書において案を提示いただいて結構です。</p> <p>なお、仕様書に記載のとおり、外国人向けのインタビュー調査は、Webによるインタビューも可能としています。</p>

No.	質問	回答
4	インタビュー調査について、開催場所の指定はあるか。	仕様書上、インタビュー調査の開催場所や、インタビュー参加者への報酬、交通費、宿泊費の取扱いは定めておりません。事業の性質上、対面でのインタビューは京都市内で開催することが望ましいと考えていますが、参加者確保の観点から、適切な条件を御提示ください。
5	グループインタビューを東京で開催することとなる場合、ファシリテーターの方には報酬・交通費・宿泊費を委託費から支払うのか。	なお、報酬等を支払う場合、委託料の範囲内において負担いただく必要があります。
6	インタビュー調査について、参加者が遠方の場合、交通費や宿泊費は委託費から支払うのか。	また、参加者にインセンティブを付与する場合、報酬等の支払いのほか、ノベルティの進呈、ユニークベニューでの開催など様々な手法が考えられますが、特段の提案がある場合は、プロポーザルの企画提案書において案を提示いただいで結構です。